

人口動態調査事務システム標準化検討会（第2回）

議事概要

日 時：令和5年6月23日（金）15:00～16:50

場 所：Web会議及び厚生労働省21階会議室

出席者（敬称略）

【構成員】（15名）

岡村 智教（座長）	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室	教授
丹野 一洋	福島県いわき市市民協働部市民課	主事
高橋 直子	千葉県長生郡白子町住民課	主査
寺尾 善実	東京都新宿区地域振興部戸籍住民課	戸籍主査
高橋 昌昭（欠席）	東京都大田区区民部戸籍住民課戸籍住民担当（戸籍）	係長（課長補佐）
金内 久美子	東京都江戸川区生活振興部区民課戸籍管理係	主任
安宅 巧	三重県津市市民部市民課住民窓口担当	
下野 博	大阪府大阪市市民局総務部	担当係長
福野 千登美	佐賀県伊万里市市民課窓口係	係長
新城 亮子	沖縄県国頭郡今帰仁村住民課	課長補佐
西村 一幸	日本電気株式会社社会公共ソリューション開発部門住民情報システム開発統括部住民情報グループ	主任
諏訪 兼也	株式会社日立システムズ公共情報サービス第一事業部第三開発本部第一開発部	
高澤 圭介	富士通Japan株式会社ソリューション開発グループ行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第四ソリューション部	マネージャー
永沼 達	富士フイルムシステムサービス株式会社公共事業本部システム開発部第1開発グループ	
根岸 啓	株式会社両毛システムズ公共ソリューション第1課	係長

【オブザーバー】（16名）

千葉 大右	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム	地方業務標準化エキスパート
橋本 泰明	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム	地方業務標準化エキスパート
外圍 暖	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム	参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム	

	参事官補佐
丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
小山内 崇矩	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
佐藤 秀逸	法務省民事局民事第1課 補佐官（戸籍担当）
金井 智洋	日本加除出版株式会社 顧問
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当） 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官参事官室（情報化担当） 室長補佐
篠原 智仁	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 生活衛生調整企画官
木下 博詞	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 課長補佐
鎌田 真隆	厚生労働省統計管理官（政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室長）
坂田 朗広	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室 室長補佐
木下 容子	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室 統計情報調整官
菊池 修平	厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室 技術開発係長

【議事次第】

1. 開会（挨拶）
2. 議事
 - （1）方針説明
 - （2）アンケート結果の説明
 - （3）論点1～5の説明
 - （4）論点6～13の説明
3. 閉会（まとめ）

【議事概要】

1. 開会（挨拶）

本検討会における座長は第1回に引き続き岡村先生にお願いしたいと考えております。それでは岡村先生、簡単にご挨拶をお願いいたします。（事務局）

岡村でございます。この人口動態調査事務システムの標準化検討会は、2回目になります。人口動態調査事務は、非常に重要な事務であることは、多くを語る必要はないかと思えます。デジタル化等に関しまして、状況は色々ありますが、覚悟を持って進めないと次の段階に行けない状態にきているかと思えます。一つ一つの積み重ねによって、デジタル化に対応した、地方自治体の形成につながると思えますので、よろしく願いいたします。（座長）

2. 議事

（1）方針説明

背景と目的は、第1回検討会で配布した資料から特に変更がありませんので、割愛します。

標準仕様書作成スケジュールは、若干変更していますので、ご説明いたします。

本日は、第2回検討会（6月23日）ですが、標準仕様書（素案）作成の論点をご説明し、皆様の意見等を収集、その内容を反映して、第3回検討会（7月13日）を予定しています。

さらに、第3回検討会で固めた内容で、全国意見照会（7月19日～8月8日の3週間）を実施する予定です。

その後、全国意見照会結果の内容を反映し、第4回検討会（8月22日予定）を予定しています。

続きまして、標準仕様書（素案）の作成方針について、変更点だけを説明します。

別添として、標準仕様書第三版を記載していますが、標準仕様書【第1.0版】が公表された以降につきましては第三版の改版は行なわないものとし、参考資料として残す予定です。

（別紙2-1）機能・帳票要件について、他システムの標準仕様書に倣い記載しておりますが、標準仕様書第三版との繋がりが分かるように「要件の考え方・理由」に標準仕様書第三版の掲載箇所を記載しています。また、メッセージは、地方公共団体情報システム標準化基本方針の標準仕様書にあわせて、定義しない方針ですが、標準仕様書第三版に既に定義されているメッセージについては、備考欄に参考として記述します。

（別紙2-2）管理項目について、調査マスタファイルは、必要に応じて標準仕様書第三版から変更しますが、人口動態調査オンライン報告システムへの出力ファイルについては、変更しません。

（2）アンケート結果の説明

事務局から、人口動態調査事務システムのアンケート結果と標準仕様書（素案）への対応について説明が行われた。

人口動態調査事務システムの各帳票の対応については以下のとおり。

- 人口動態調査票市町村送付票は、様式第8号に準ずる。
- 人口動態調査事件簿（出生、死亡、婚姻、離婚）は、人口動態調査事務標準仕様書第三版に準ずる。
- 人口動態調査事件簿（死産）は、人口動態調査事務標準仕様書第三版に準ずる、ただし、タイトルは、「人口動態調査事件簿」とする。
- 人口動態調査外字出現情報一覧表は、人口動態調査事務標準仕様書第三版に準ずる。
- 受理証明書は、人口動態調査事務標準仕様書第三版に準ずる。
- ベンダー独自帳票のうち、低出生体重児名簿、人口動態送付内訳、人口動態調査票出力対象一覧、人口動態調査票取扱集計表は、EUC機能で対応する。媒体出力内容は、実装しない。

（不明点の確認）

特になし。

(3) 論点1～5の説明

事務局から、論点1～5についての説明が行われた。

論点1：戸籍届出に関する氏名の振り仮名の対応について

(方針)

- 戸籍届出における氏名の振り仮名の追加に伴い、人口動態調査事務システムのデータ管理項目にも振り仮名を定義する。
- 氏名の振り仮名については、人口動態調査オンライン報告システムには連携しない。

論点2：人口動態調査事務システムでの文字の整理について

(方針)

- 「地方公共団体の基幹情報システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の文字要件の文字セット、文字コードに準拠する。
- 他の標準準拠システムと同一のパッケージで構成する場合は、そのシステムの文字要件に準拠する。

論点3：EUC機能について

(方針)

- 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書、標準仕様書間の横並び調整方針に倣い、EUC機能を実装する。
- 内部帳票に該当する一覧表などはEUC機能で対応する。
- 調査票データの二次利用については所定の手続きが必要であることをメッセージで出力する。

論点4：報告漏れを防止する機能について

(方針)

- 報告漏れを防止するため、調査票の出力のタイミングで、注意喚起のメッセージ出力を実装する。
- チェック方法については、ベンダー任意とする。（例：該当がある時に確認メッセージを出力する、該当の有無にかかわらず、毎回確認メッセージを出力する等）

論点5：記憶媒体の内容確認について

(方針)

- 調査票の提出前に記憶媒体の中身の確認ができる機能を実装する。
- 調査票の再提出等、記憶媒体が返却されたときに中身の確認ができる機能を実装する。

(不明点の確認)

論点1の氏名の振り仮名の対応について、人口動態調査事務において、個人を識別するための情報としての必要性とは何か。統計情報は、個人を識別しない形で管理していると認識していた。（構成員）

⇒ 統計情報として個人を識別することは考えておらず、二次利用として、例えばNDBとの連携において、個人のマッチングのための情報として、氏名の振り仮名は有益な情報

と考えている。(厚生労働省)
⇒ 承知しました。(構成員)

(4) 論点6～13の説明

事務局から、論点6～13についての説明が行われた。

論点6：調査票の印刷について

(方針)

- 厚生労働省からの紙調査票の配付を廃止する。
- 調査票印刷は、白紙に調査票の枠の印刷とデータを印字できる機能を実装する。
- 手書き対応用として、白紙に調査票の枠のみの印刷を実装する。
- 各調査票の様式は、人口動態調査令施行細則の様式に準ずる。

論点7：民法改正(再婚禁止期間)の対応について

(方針)

- 再婚禁止期間の審査は設けない。((参考)標準仕様書第三版「3-4チェック仕様」L30124)

論点8：受理証明書における手書き対応について

(方針)

- 「届出人の戸籍(国籍)」、「届出人の氏名」、「届出事項の要旨」について、システム入力(内容を)できる機能を標準オプションとして定義する。

論点9：国籍コードのマスタ管理について

(方針)

- 国籍コード(国名)は、マスタ管理とし、追加、変更、削除機能を実装する。
- 戸籍情報システムから、国籍の名称を連携する機能を実装する。
- 国籍の名称と国籍のマスタを突合し、国籍コードを設定する機能を実装する。
- 将来的に国籍が追加となった場合、国籍コードのマスタへ国籍を追加することで対応可能とする。

論点10：死亡したところのマスタ管理について

(方針)

- 死亡したところの追加を見据えた対応を実装する。
- 死亡したところはマスタ管理とし、追加、変更、削除機能を実装する。

論点11：病名情報のマスタ管理について

(方針)

- 病名情報はマスタ管理とし、追加、変更、削除機能を実装する。
- マスタ情報として使用できる病名情報を保持していないため、厚生労働省からは提供しない。

論点12：日付データの持ち方について

(方針)

- 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に倣い、日付データは年月日を保有するように実装する。
- 原則として、年月日までの情報を保有できるように実装する。
- 人口動態調査オンライン報告システムに送るときには、年月までのデータで連携する。

論点 13：備考欄の文字数の拡張について

(方針)

- 各調査票の備考欄の文字数を人口動態調査オンライン報告システムの備考欄の文字数に合わせる。

(不明点の確認)

- ① 論点 6 の人口動態調査票について、枠とデータを紙で印刷する説明があったが、今回の標準仕様書作成のタイミングで、紙媒体での提出を無くす方法もあるのではないか。

(構成員)

- ⇒ 基本的に調査票の提出は、人口動態調査オンライン報告システムや媒体であるが、提出された調査票に対して、訂正が必要な場合に紙媒体で提出してもらう事務運用があるため、紙媒体での提出を無くす予定は無い。(厚生労働省)
- ⇒ そうすると、訂正を報告する場合のみ枠とデータを印刷できればよいと思われるが、データ作成が前提ならば枠のみの印刷の必要性は無いのではないか。(構成員)
- ⇒ 訂正の際、データを紙に印刷して提出する自治体が多いと思われるが、一部自治体では手書きで提出する場合もあることから、方針で示した仕様とする。運用は、自治体で判断してもらえればと考えている。(厚生労働省)
- ⇒ 承知しました。(構成員)

- ② 論点 9 の国籍の名称から、コードに引き直す場合に表記揺れが懸念されるが、マスターファイルが提示されると考えて良いか。(構成員)

- ⇒ 現状、戸籍情報システムで入力した国籍名称をコードに変換しており、ベンダーにて表記揺れを吸収している。本仕様においても同様の取扱とし、ベンダー側にて仕組みを構築することを想定している。(事務局)
- ⇒ 承知しました。(構成員)

- ③ 論点 7 の民法改正について、再婚禁止期間の審査が無くなるのであれば、離別・死別の年月日は、戸籍情報システムからの連携は不要と考えるが如何か。(オブザーバー)

- ⇒ 確認し、後日回答する。(厚生労働省)

- ④ 論点 8 の死産届の受理証明書の内容について、事件本人は母、胎児のどちらと考えているか。

(構成員)

⇒ 確認し、後日回答する。（厚生労働省）

⑤ 論点6の調査票の枠とデータの印刷について、人口動態調査事務システム以外のワープロソフトで実現することは構わないか。（構成員）

⇒ ワープロソフトでの実現は可能と考えるが、人口動態調査事務システムで対応すれば、データ入力及び手書きの対応が可能となることから、実装必須機能として実装する予定である。（事務局）

⇒ 弊社としては、標準オプション機能となることを希望する。（構成員）

⇒ 一旦、預かりとする。（事務局）

⑥ 論点9の国籍のマスタ管理について、国籍が追加となった場合、マスタを更新すれば対応可能と読めるが、追加分の表記揺れの対策などシステム改修が必要となる可能性があるのではないか。（構成員）

⇒ 現状、名称の表記揺れは、ベンダーにて吸収していると認識している。今後、国籍が追加された場合においても、戸籍情報システム上で入力可能な国名はマスタ管理がされていると想定しており、そのマスタに対してどの項目に紐づけるかは、ベンダーで吸収できると考えている。（事務局）

⇒ 吸収すること自体は可能と考えるが、例えば、データベースへの追加変更に合わせて、システムの変換ロジックの再定義が必要になる場合もあるかと考えている。（構成員）

⇒ システム改修が全く不要とは考えてはおらず、システム改修の量を可能な限り減らすことを目的として仕様を作成していると解釈して欲しい。（事務局）

⇒ 承知しました。（構成員）

⑦ 論点12の日付の持ち方の見直しについて、人口動態調査オンライン報告システムが改修されるタイミングで見直すのが良いかと考えるが如何か。（構成員）

⇒ 戸籍情報システムから連携されるデータ（省庁を跨ぐデータ）のため、データ要件・連携要件を作成する今回のタイミングが適していると考えている。なお、人口動態調査オンライン報告システムの改修は、厚生労働省内で閉じて実施が可能なため、変更は容易と考えている。（事務局）

⇒ 承知しました。（構成員）

⑧ 論点8の死産届の受理証明書の様式については、事務局にて取りまとめるとのことでしたが、死産届出において、胎児の名前が必須でない場合にどのように扱うかを考えていただきたい。（オブザーバー）

⇒ 胎児の名前は存在しないと考えており、それを踏まえて受理証明書を検討する。（厚生労働省）

⇒ 承知しました。（オブザーバー）

3. 閉会（まとめ）

事務局より連絡事項について説明が行われた。

- 指摘事項は、（資料4）指摘事項管理表に記入の上、令和5年7月4日（火）納期事務局にメール送付をお願いいたします。
- 取りまとめの際に構成員の皆様個別に御相談させていただくこともあるかと思いますが、引き続き御協力をお願いいたします。
- 第3回検討会は、令和5年7月13日（木）です。詳細は後日連絡いたします。

以 上